

【評価】

評価ランク	状況	達成状況	評価内容
A	計画通りに順調に取り組んできている	80%以上	内容と期限がほぼ期待通りできている場合
B	概ね計画通りに取り組んできている	60%以上80%未満	期待を下回る質の不良な内容か、もしくは、期限よりも10%以上遅れている場合
C	進捗に遅れがあるなど、順調ではない	60%未満	期待を下回る質の不良な内容で、かつ、期限よりも10%以上遅れている場合
D	取り組んでいない	0%	-

1. 地域福祉の推進体制

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取組み	取組み結果	課題・今後について
1-1-2 ④	福祉教育の推進 町職員をはじめ、学校や企業、地域の関係者等、障がい者にかかわりのある機関・団体等の関係者を対象とした研修会を実施する。	総務課 (庶務職員担当) (人権推進室) 福祉課 (障がい者福祉担当) 教育推進課 (学校教育担当)	継続 ・町職員、教職員に対する 研修会の実施	30年度	①職員や教職員などを定期的に研修会へ派遣し、障がい者に対する理解を深める（年1回以上）。 ②職員研修などで新採用職員や若手職員に研修を実施し、障がい者や障がいの理解促進を図る（年1回以上適宜）。 ③障がい者や障がいの理解促進を図るための事業を実施。福祉の店（定期実施）及び、ところをつなぐ展示会（障害者週間）を実施。 ④特別に支援が必要な児童生徒に対応するため、特別支援教育に関する研修会の実施（年1回以上）。	A	・職員が障がいに対する理解を深めることにより、障がい者が安全、安心に暮らせる行政運営を目指す。	・障がい者をはじめとするさまざまな人権問題に対する理解を深めるための研修会「埼玉人権を考えるつどい」に職員が参加予定。（埼玉市町共同で開催/10月15日）	・障がい者をはじめとするさまざまな人権問題に対する理解を深めるための研修会「埼玉人権を考えるつどい」に職員21人が参加しました。（埼玉市町共同で開催/10月15日）	・継続的に実施していく。
				元年度						
				2年度						
3年度										
4年度										
5年度	B	・福祉の店を開く場を提供する。 ・登録団体4団体（実質稼働3団体）。	・新型コロナウイルス感染症の影響から、4月～6月は、実施しなかった。 ・7月以降再開し、3団体運営をした。 ・当初設置していた場所の利用ができなくなり、仮の場所で運営していたが、団体の活動のPRや販売に影響があったため、庁舎正面出入口付近に移動した。 ・ところをつなぐ展示会については、障害者週間期間中に開催した。また、新たな取り組みとして、障がい当事者の個人作品を展示することができた。	・新型コロナウィルス感染症の影響から、4月～6月は、実施しなかった。 ・7月以降再開し、3団体運営をした。 ・当初設置していた場所の利用ができなくなり、仮の場所で運営していたが、団体の活動のPRや販売に影響があったため、庁舎正面出入口付近に移動した。 ・ところをつなぐ展示会については、障害者週間期間中に開催した。また、新たな取り組みとして、障がい当事者の個人作品を展示することができた。	・コロナ禍により、極力声を出さないようになってしまったため、実習に必要な声出しなどができないなど、やり方の工夫が必要となっている。 ・展示会についての個人作品展示においては、出品者の確保が課題となっている。					
	B	・教職員の特別支援教育に対する理解促進・指導力向上を目指す。	・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、県立宮代特別支援学校との共催の夏季研修会は中止 ・各校において、特別支援教育に対する理解促進のための校内研修等を進めている。（各校年1回以上）	・児童生徒の実態からどのような支援が必要かを把握し、支援を実践している。	・教員の指導力や困り感を把握し、来年度の県立宮代特別支援学校との共催の夏季研修会内容について検討していく。					

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について			
1-1-4 ②	障がい者を理由とする差別の解消の推進【計画新規】	福祉課 (障がい者福祉担当)	新規	30年度	検討 ↓ 実施 ↓ ↓ ↓	①広域(3市2町)設置している障害者差別解消支援地域協議会において、課題・問題点を整理し、障壁となっている事項を解消していく。	B	・障がい者を理由に差別が起こらないよう、障害者差別解消支援地域協議会を開催する。	・埼玉北地区障害者差別解消支援地域協議会を開催する。	・埼玉北地区障害者差別解消支援地域協議会を11月に開催した(11月24日)。障がい当事者の方の実情が聞くことができた。 ・2月予定の協議会は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。	・協議会での課題を町でどのように取り組んでいくかを検討していく必要がある。		
	元年度			②差別等の問題が発生した時に解決するべきマニュアルの作成をする。								C	・スムーズな相談体制の構築を行い、対応する。
1-2-3 ①	支援ネットワークのしくみづくり	福祉課 (障がい者福祉担当)	充実	30年度		実施 ↓ ↓ ↓ ↓	①既存の見守り支援ネットワークにより、障がい者等を地域全体で支えあえるよう関係者、関係機関と連携し、情報共有を図る(年1回以上)。	C	・地域全体で支えられるよう、関係者、関係機関と連携を図れるようにする。	・情報共有を図る見守り支援ネットワーク会議の実施。	・宮代町子育て支援ネットワーク・要保護児童対策地域協議会実務者会議(6月16日、12月16日)に参加し、障がい児の状況を関係者で共有した。	・国施策「重層的支援体制整備事業」の機能調整が必要となる。	
	元年度			②医療的ケア児支援のための保健医療、福祉等の関係者による協議の場での実施(連携会議は定期的、幹事会は適宜)。									A
	2年度						③庁内の各関係機関において、スムーズな情報連携が図られる仕組みの構築をして、保健、福祉、教育などで、切れ目のない継続的な支援ができるようにする。	B	・スムーズな情報共有を行い、支援方策を検討する。	・庁内関係部署(子育て、高齢、保健、教育、福祉)の担当者で意見交換会を実施(9月28日)。	・個人情報の取り扱いや情報共有のあり方、連携強化について、共通認識を図ることができた。	・町が各関係部署と連携を図る必要性があると判断した時に、情報共有するための個人情報の同意を得ることができるか。	
3年度	4年度	5年度											

2. サービス提供体制

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について				
2-1-2 ①	相談の一元化(地域生活支援事業)	福祉課 (障がい者福祉担当)	充実	30年度	実施 ↓ ↓ ↓ ↓	①相談支援事業者と連携し、各テーマでの支援会議の開催(年20回以上)。	A	・事例検討や情報共有を図り、市町や事業所の職員のスキルアップを図る。	・各部会に参加し、事例検討や情報共有を図る。	・事例検討を通じて、職員のスキルアップが図られている。 ・各連携会議を29回実施。 ・各種研修会等を27回実施。	・職員のスキルアップが図られるよう、職員の参加を続けていく。			
	元年度			②相談支援の充実のための研修会(人材育成、ケース検討グループ会議)等の実施。								A	・各種研修等に参加し、職員の相談スキルを高める。	・各種研修会に参加し、ケース対応の基礎及びアプローチ手法を学ぶ。
	2年度					③地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実の検討。	A	・運営会議において事業内容を調整し、各部会を開催し、相談の質の向上に努める。	・運営会議において、各部会の企画・目標設定を確認し、相談の質の向上に向けた事業を実施する。 ・今年度の各部会については、出席者参加型中心の事例検討会を行う。	・町や圏域内での資源不足に対応するための方策(知恵の出し合い)をする必要がある。				
	3年度										4年度			
	虐待や差別に関する相談が発生した際に対応するため、役場関係部署、各関係機関等連携を図れるよう体制を整える。相談については、適宜対応する。	B	・該当相談が発生した際に即時対応できる体制とする。	・対応マニュアルを作成する。	・該当相談が発生した際に解決までのアプローチ等を確認しながら対応することができた。	・次年度は対応フローチャート及び受付シートの作成を行う。								

3. 福祉サービス

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について											
3-2-1 ⑥	地域生活支援拠点等整備【計画新規】 ①相談②緊急時の受け入れ対応③体験の機会・場 ④専門人材の確保・要請⑤地域の体制づくりの機能を持つ地域生活拠点等を整備する。	福祉課 (障がい者福祉担当)	新規	30年度	検討 ↓ 実施 ↓ ↓	①地域生活支援拠点プロジェクト会議(月1回)、担当者会議(月1回)を行い、令和3年度設置をする。 ②設置・実施に向けた関係機関等と連絡調整の実施(随時)をする。 ③体験利用の機会・場の提供(随時)の実施。 ④訪問調査対象者の状況確認と対象者の更新(1回/6ヶ月)の実施。	A	・拠点設置に向けた実施内容調整をする。 ・各事業所と連携を強化し、拠点設置後、スムーズな業務運営となるようにする。	・プロジェクト会議(月1回)、担当者会議(月1回)実施。 ・拠点設置に向けた調整(要綱等の整備、事業内容調整)を実施。	・埼玉北地区地域生活支援拠点設置し、コーディネーターを配置済み(令和3年3月22日)。	・拠点設置後、各事業所と連携強化が必要である。 ・通所事業所等の職員の意識改革が必須となる。										
				元年度								A	・各事業所の状況把握を行い、拠点事業の理解の向上を図る。	・入所施設のコロナ対応、対策の確認の実施。 ・県の関係機関と意見交換の実施。	・圏域内入所施設(4事業所)と連携強化を図ることができた。 ・幸手保健所、東部中央福祉事務所と連携についての意見交換ができた。	・様々な関係機関と連携を図っているよう、必要な情報交換を適宜実施していく必要がある。					
				2年度													A	・対象者の把握とニーズ確認を行う。 ・関わる職員の意識の向上を図る。	・体験の機会の実施に向け、ニーズ調査票(アンケート)を作成。 ・計画相談支援事業所と対象者のリストアップの実施。	・町内事業所向けアンケート及びニーズ調査票を作成した。 ・短期入所支給決定者の利用実績及び利用状況の分析をした。	・11月にアンケート調査等を実施し、ニーズ把握、実態を把握した。 ・不測の事態に備え、体験の実施等の調整をしていく。
				3年度																	
4年度	A	・緊急利用になった場合でも対応できるよう体験の機会を増やすとともに、ニーズ把握を行う。	・地域自立支援協議会の地域生活支援拠点プロジェクトで体験するための調整を実施する。 ・窓口において、対象者の状況把握を行い、必要な調整を行う。	・体験利用実施に向けて調整中。	・必要性の高い対象者や家族への利用する意義等を伝えていく必要がある。																
5年度						C	・在宅で生活する方のニーズ把握を行い、必要な支援を行う。	・整備誘導に向け、意見の集約を行うための調整を実施中。	・新型コロナウイルス感染症関係でニーズ把握を実施できなかった。	・家族会・町で相互の取組について調整する。											
3-2-2 ①	障害者支援施設・グループホーム等の整備誘導 障害者支援施設、グループホーム等の設置を地域内で促進するため、必要な支援等の検討や地域生活への移行に必要なサポート体制づくりを進める。	福祉課 (障がい者福祉担当)	充実	30年度	実施 ↓ ↓						①グループホーム等の利用や体験利用の機会を増やし、整備に向けた課題の整理を行う。	A	・緊急利用になった場合でも対応できるよう体験の機会を増やすとともに、ニーズ把握を行う。	・地域自立支援協議会の地域生活支援拠点プロジェクトで体験するための調整を実施する。 ・窓口において、対象者の状況把握を行い、必要な調整を行う。	・体験利用実施に向けて調整中。	・必要性の高い対象者や家族への利用する意義等を伝えていく必要がある。					
元年度				・空家、空室等を利用した事業の検討		②家族会に対し、適宜必要な支援を実施する。	C	・在宅で生活する方のニーズ把握を行い、必要な支援を行う。	・整備誘導に向け、意見の集約を行うための調整を実施中。	・新型コロナウイルス感染症関係でニーズ把握を実施できなかった。							・家族会・町で相互の取組について調整する。				
2年度	A	・適切なサービス提供ができるよう、支給量を確保する。	・委託・計画相談と連携し、必要な支給量及びサービス提供を行う。		・利用にあたっての計画に沿ったサービス提供ができていない。						・すべてのサービスが必要に対して供給を満たしていないため、自立支援協議会と連携して、サービス供給体制を整える必要がある。										
3年度												A	・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。	・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。	・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。						
4年度																A		・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。	・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。		
5年度	A	・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。	・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。	・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。																	
3-3-1 ①					障がい福祉サービスの確保 必要な障がい福祉サービスを提供するため、事業を行う意向を有する事業所の把握に努め、情報提供やその他必要な支援を行い、参入促進を図る。また、必要なサービスにつなげていけるよう、適切なサービス提供体制整備を進める。	福祉課 (障がい者福祉担当)	継続	30年度	実施 ↓ ↓	①需要見込等についての推計を実施し、適切な支給量を確保する。	A	・適切なサービス提供ができるよう、支給量を確保する。	・委託・計画相談と連携し、必要な支給量及びサービス提供を行う。	・利用にあたっての計画に沿ったサービス提供ができていない。	・すべてのサービスが必要に対して供給を満たしていないため、自立支援協議会と連携して、サービス供給体制を整える必要がある。						
元年度	・相談支援事業者との連携強化・サービス提供事業所との広域利用の推進	②障害福祉サービス事業所と適宜調整し、必要なサービス提供体制を整える。	A	・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。				・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。													
2年度					A	・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。	・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。														
3年度									A	・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。	・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。										
4年度												A	・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。	・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。							
5年度	A	・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。	・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。																		

4. 保健・医療サービス

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について														
4-1-1 ⑤	健康相談・栄養相談・訪問指導の実施 個々の状態に対応した健康相談・栄養相談・訪問指導を実施する。	健康介護課 (健康増進担当)	継続 ・障がいの特性に対応した健康相談、栄養相談・訪問指導の実施	30年度	実施 ↓ 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度	①健康相談の実施（毎週水曜日を予定）	A	個々の状態に応じた専門的な指導を行い、解決策を見出す。	健康相談を毎週水曜日に実施する。	来所相談を4月から中止したが、その間は電話相談にて対応。相談事業は7月から再開、水曜日に31回開催した。栄養相談は63件実施した。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、相談を躊躇してしまうことが考えられるため、来所者が安心して相談できる場を確保する。													
				②栄養相談の実施（毎週水曜日を予定）		A						個々の状態に応じた専門的な指導を行い、解決策を見出す。	栄養相談を毎週水曜日に予約制で実施する。											
				③訪問指導の実施（健診フォロー等随時）											A	来所相談困難、訪問希望者等の必要に応じて訪問指導を行う。	随時、必要に応じ訪問指導を行う。	1件実施した。	新型コロナウイルス感染症拡大などの理由から訪問指導の拒否が考えられる。その都度アプローチ方法を検討し適切な支援を実施する。					
				④上記①～③において、必要に応じ適切な関係機関につなげる。																A	関係機関とスムーズな連携がとれるようにする。	上記の相談業務等で、必要に応じて関係機関と連携をする。	該当ケースは必要時福祉課等へ情報提供を行った。	効果的な情報共有を行い連携を強化していく。
4-1-2 ①	精神保健相談の推進 保健所、相談支援事業者等の関係機関との連携の上、精神保健相談・受診前相談の充実を図り、精神保健相談を推進する。	健康介護課 (健康増進担当) 福祉課 (障がい者福祉担当)	継続 ・関係機関と連携し、精神障がいに関する相談体制の強化	30年度	実施 ↓ 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度	①精神ケース検討会の開催（2ヶ月に1回）	A	・関係機関や関係者、相談業務を行っている職員等で定期的に事例検討会を行い、適切な支援方法等について検討し連携支援する。	・隔月に精神ケース検討会の開催をする。	6回実施（6月・8月・9月・11月・1・3月）実施した。	10年ぶりに県内の自殺者数が増加するなど、コロナ禍でこころや体の不調や先行きの不安やストレスを感じている方が増加していると考えられる。関係機関や関係者で情報共有したり、適切な支援方法等を検討するなど、今後も継続実施する。													
				②困難ケースは幸手保健所など、関係機関と連携し対応する。		A						・困難ケース等は、幸手保健所と連携し適切な個別支援を行う。	・随時、必要に応じ幸手保健所や関係機関と連携支援する。	・幸手保健所やケースを取り巻く関係機関と連携した。	・今後も困難ケースが増えると考えられる。幸手保健所や関係機関等と連携し、適切な支援を行う。									

5. 教育（保育）・生涯学習

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
5-1-2 ③	就学支援委員会の運営(多様な教育機会の選択) 就学予定者も含めLDやADHD等、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の最適な教育的支援のあり方について、保護者等が判断できるよう、教育・医療・福祉等専門的分野からの助言を行う。また、障がい児一人ひとりへの支援を具体化する「個別支援計画」の作成に関する助言指導等を行う。	教育推進課 (学校教育担当)	継続	30年度	①全小学校で就学時の発達(知能)検査・健康診断及び就学相談を実施。 ②保護者と就学先について「就学支援相談」を実施(通年) ③特別支援学級在籍児童生徒及び通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対して、「個別の支援計画」を作成。 ④サポート手帳の活用、及び個別の支援計画作成についての研修会を就学支援委員会、特別支援教育主任・特別支援教育コーディネーター合同連絡会で実施。(年1回) ⑤上記①～④を実施し、早期に適切な対応を行う。	A	・就学予定者も含め教育上特別な支援を必要とする児童生徒の最適な教育的支援のあり方について、保護者等が判断できるようにする。 ・障がいのある児童生徒一人一人への支援を具体化する。	・年度当初からの就学相談の実施(通年)。 ・就学時健康診断の実施(須賀小10月1日)(百間小10月6日)(東小10月5日)(笠原小10月1日) ・個別の就学相談の実施10月29日 笠原小 ・幼稚園・保育園での活動観察 (みやしろ保育園 10月8日)(国納保育園 10月9日)(宮代須賀幼稚園 10月13日)(姫宮保育園 10月13日)(幸手ひまわり幼稚園 10月16日)(百間保育園 10月20日)(杉戸白百合幼稚園 10月22日)(姫宮成就院幼稚園 10月27日)	・現在、計画どおり実施し、対象児童に対し必要な対応をした。 ・「個別の支援計画」等の作成について実施指導を行った。 就学支援委員会(専門委員会) 9月10日 校長会 5月27日 教頭会 6月9日	・特別に支援を要する児童生徒の増加による体制づくりが必要である。
				元年度						
				2年度						
				3年度						
				4年度						
5年度										

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について						
5-1-3 ⑥	交流教育の推進	教育推進課 (学校教育担当)	継続 ・実施校の拡大	30年度	実施 ①宮代特別支援学校と百間小・前原中で、交流事業を実施。 ②宮代特別支援学校及び春日部特別支援学校において支援籍学習の実施。 (各特別支援学校から各学校(須賀小1名、百間小3名 東小2名)で実施) (笠原小学校から宮代特別支援学校で実施(1名))	A	・障がいのあるなしにかかわらず互いを認め合い、理解を深め、支えあえるよう、特別支援学校と町内の小中学校において行事や交流事業を実施する。	・県立宮代特別支援学校との交流の実施。	・交流学习は中学校が休業中だったため中止、小学校は映像や手紙でのやり取りをした。 特別支援学校から小学校へビデオレター9月30日 小学校から特別支援学校へビデオレター2月1日・3月3日	新型コロナウイルスの影響が懸念される。						
	元年度			↓							2年度	A	・小学校における支援籍学習の実施。	・支援籍学習特別支援学校と各校で9月に計画・調整、10月から実施した。	・希望のある支援籍学習については実施できている。 ・特別支援学校からは、小学校や児童の受入れが温かく、よい支援籍学習が行えているという意見をいただいている。 ・今後も継続して実施していく。	
3年度	4年度	5年度														
5-1-4 ②	発達障がい児等の教育支援体制の充実	教育推進課 (学校教育担当)	継続 ・個別指導計画に基づく教育的支援の実施			30年度	実施 ①発達障がいをもつ児童・生徒へのサポートチームによる支援、及び担任教諭への指導助言の実施。 ②各教諭の指導力向上を目的とする指導主事・教育相談員等の指導助言の実施。 ③各小学校に在籍する特別に支援を必要とする児童に対する生活介助、学習活動のサポートを目的とした「特別支援教育サポーター」の配置。 ④特別支援教育に関する理解や指導についての研修会の実施(8月)。	A	・特別支援学校のコーディネーター等で構成されたサポートチームによる指導助言体制を充実させ、教員の指導力向上を図る。	・サポートチーム訪問指導を年2回実施する。 ・特別支援教育コーディネーターの配置(各小学校)	・サポートチーム訪問1回目実施 須賀小 7月21日 百間小 7月3日 東小 8月21日 笠原小 8月27日 9月1日 須賀中 7月28日 百間中 7月9日 前原中 7月30日 ・サポートチーム訪問2回目実施 須賀小 1月15日 百間小 1月25日 東小 12月3日 笠原小 1月19日 1月26日 須賀中 12月10日 百間中 12月17日 前原中 12月15日					・サポートチーム訪問での指導が実際の指導に生かされるよう、実施方法を工夫・改善する。
	元年度					↓										
	2年度			A	・教職員の特別支援教育に対する理解促進・指導力向上を目指す。			・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、県立宮代特別支援学校との共催の夏季研修会は中止。 ・各校において、特別支援教育に対する理解促進のための校内研修等を進めている。(各校年1回以上)	・児童生徒の実態からどのような支援が必要かを把握し、支援を実践できた。	・教員の指導力や困り感を把握し、来年度の県立宮代特別支援学校との共催の夏季研修会内容について検討していく。						
	3年度										4年度	5年度				

6. 生活基盤

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取組み	取組み結果	課題・今後について
6-1-2 ①	障がい者の雇用の場の創出	福祉課 (障がい者福祉担当) 総務課 (庶務職員担当)	継続	30年度	実施 ↓ 元年度 ↓ 2年度 ↓ 3年度 ↓ 4年度 ↓ 5年度	A	・障がいの特性等に応じた職員採用を行うことにより、障がいのある人が長く働ける地域づくりを目指す。	・障がい者対象枠(3障害問わず)を設け、職員採用試験(9/20)を実施した。	・令和3年4月1日から宮代町で働くことを望む障がい者(1人)が採用試験に合格した。	・今後も法定雇用率を注視しつつ、計画的な雇用を目指す。
	元年度			①町職員(一般事務職)の採用試験を実施する際には、障がい者枠(3障がい問わず)を別に設けて試験を実施する(9月中)						
町と商工会、特別支援学校、ハローワーク、そして福祉関係機関等との連携を強化し、障害者就労継続支援A型事業所立上げのもと、障がい者の雇用の場を拡大していく。	・雇用の場の拡大 ・就労継続支援A型事業所立上げに向けての支援(組織体制の強化・利用者の確保等)	②近隣自治体等の取組状況について情報収集、意見交換を行う。	B	・障がい者の雇用創出に向けて、近隣自治体の取組状況を確認し、好事例を参考に、雇用の場を創出していく。		・町としてできる雇用の場の創出に向け、業務の切り出し作業を実施。 ・実習から雇用につなげられるよう、業務内容を選定する。	・業務の切り出し作業を行ったが、継続的な業務量の確保までに至らなかった。	・課題として、雇用形態に見合う業務量の確保することができるか。		

7. 生活環境

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取組み	取組み結果	課題・今後について	
7-1-3 ③	避難行動要支援者支援体制の整備	健康介護課 (高齢者支援担当) 福祉課 (障がい者福祉担当) 町民生活課 (危機管理担当)	充実	30年度	検討 ↓ 元年度 ↓ 2年度 ↓ 3年度 ↓ 4年度 ↓ 5年度	C	・障がい者や高齢者など災害時に支援を要する方に適切な支援が行われる体制を整備する。	・対象者名簿の提供により地域での見守り体制を構築する。 ・説明会等を通じて、自主防災組織への個別支援計画の作成依頼を行う。	・更新した名簿を自主防災組織へ提供した。 ・新型コロナウイルスの影響により連絡協議会が中止となったことで、資料の郵送による依頼となった。	・新型コロナウイルスにより訪問することが難しいとの意見があったが、引き続き、見守り体制の構築、個別支援計画の作成依頼を行う。	
	元年度			①避難行動要支援者名簿の更新作業。							
	2年度			実施							②自主防災組織連絡協議会において、個別支援計画について説明し、作成を促す機会を作る。
	3年度			↓							③自主防災会からの相談の受付や出前講座、災害図上訓練時に個別支援プランについて説明し、作成を促す。
	4年度			↓							④対象者への制度周知。
5年度	↓	⑤福祉避難所にかかる訓練を行い、課題の整理をする。	B	・自主防災会からの相談の受付や出前講座、災害図上訓練時に個別支援プランについて説明し作成を促す。	・自主防災組織連絡協議会において、宮代町避難行動要支援者支援制度についての説明を行う。	・第1回及び第2回自主防災組織連絡協議会(書面開催)において宮代町避難行動要支援者支援制度についての資料を送付し周知をした。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、説明を実施する場を確保することが課題である。				
C	・障がい者や高齢者など災害時に支援を要する方に適切な支援が行われる体制を整備する。	・対象者名簿の提供により地域での見守り体制を構築する。 ・説明会等を通じて、自主防災組織への個別支援計画の作成依頼を行う。	・更新した名簿を自主防災組織へ提供した。 ・新型コロナウイルスの影響により連絡協議会が中止となったことで、資料の郵送による依頼となった。	・新型コロナウイルスにより訪問することが難しいとの意見があったが、引き続き、見守り体制の構築、個別支援計画の作成依頼を行う。							
C	・災害時にスムーズに避難所を開設し、対象者を受け入れできる体制を作る。	・福祉避難所開設訓練の実施。 ・福祉避難所に段ボールベッドや発電機等の資材を配置する。	・福祉避難所開設訓練については、緊急事態宣言等の影響で実施できなかった。 ・資材については、順次搬入した。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、どのような体制、規模で実施していくかが課題となっている。							